公　示

支担官第153号
令和8年11月17日

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長　　前　田　邦　彦

下記のとおり公募する。

1　公募する事項

調達要求番号	件　　名	規格	数量	履行場所（納地）	履行期限（納期）
26K2E20052	サイバー防護分析装置にかかわる技術支援役務	仕様書のとおり	１式	仕様書のとおり	令和9年3月1日～令和10年2月29日

2　応募資格
(1)　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
(2)　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
(3)　令和７年度から９年度全省庁統一資格「役務の提供等」のＣ等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
(4)　防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を（該当する省指名停止権者）が認めた場合には、この限りではない。

3　公募条件
(1)　本事業の履行能力を有する者
(2)　本事業を効率かつ効果的に実施できる技術を有していること。
(3)　本事業の履行に必要な次の要件に合致する技術者を所要数従事させる体制を有すること。
ア　履行に必要な機械器具、設備、技術等を有すること。
イ　履行に必要な器材等に関する品質管理体制が整っていること。
ウ　履行内容に応じた所要の能力を有する技術者を確保できること。
エ　不具合発生時に迅速かつ継続的に対応が可能なこと。
オ　安全管理体制が整っていること。
(4)　下請企業への一部業務委託
当該事業の一部を下請業者に委託する場合は、委託させる業務に応じて、前号の項目を満たすこと。
(5)　民間企業、他省庁を含め、サイバーセキュリティに関する受注実績を有していること。

4　契約条項
(1) 役務請負契約条項（基本契約条項）
(2) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項　※１
(3) 情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項　※２
(4) 資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項　（※該当する場合）
(5) 生産性向上推進制度に関する特約条項　（※該当する場合）
(6) 談合等の不正行為に関する特約条項
(7) 暴力団排除に関する特約条項
※１及び※２については、別紙１及び別紙２を確認されたい。

5　応募に関する手続等
(1) 申込先
〒162-8805　東京都新宿区市谷本村町5-1
防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室
電話番号：森根　03-3268-3111（内線30249）
メールアドレス：　morinekagu@js.dss.mod.go.jp
(2) 申込受付期間
令和8年11月17日(火)～令和8年12月4日(金)12:00まで
(3) 提出書類
ア　契約希望申請書
イ　資格審査申請表
ウ　仕様書第2.2項a)～h)に定める実施体制並びに第5.1項a)～c)に定める情報の取り扱いに係る履行体制に関する資料
エ　現在運用中のサイバー防護分析装置に係る受注実績一覧表または同等の受注実績一覧表
オ　本事業の履行に必要な要件に合致する設備及び体制等を証明する書類（組織図、動員計画、安全体制等）
カ　下請企業に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表
キ　本業務の効率化に関する提案書
ク　その他資格審査申請表に示す提出書類及び第３項「公募条件」を証明する書類
ケ　参考見積書　　（見積書提出先）大和：　yamatoyo69@js.dss.mod.go.jp
(4) 提出要領
ア　ＰＤＦ様式により電子メールで送付する。
イ　(3)ウ～ケの書式は任意
ウ　必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。

6　提出書類作成上の留意事項
(1) 第２項「応募資格」のない者が提出した場合、証明書は無効である。
(2) 提出書類に虚偽記載があった場合は、応募資格を失うものとする。
(3) 応募に要する費用は応募者の負担とし、提出された資料は原則として返却しない。

7　結果の通知
書類を提出した者に対し、審査結果を通知する。

別紙１

「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」について

標記の特約条項が改正され、従前の「情報セキュリティ基準」から、より厳格な管理策を盛り込んだ情報セキュリティ基準に整備されました。保護すべき情報を取り扱うに当たって、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ規則」、「情報セキュリティ実施手順」等、本特約条項で求める体制及び資料等の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項及び特約条項の情報セキュリティ基準等を必ずご確認の上、ご参加ください。

別紙２

「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」について

標記の特約条項を付する契約においては、本特約条項で求める体制及び資料等の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項を必ずご確認の上、ご参加ください。

（会社文書管理番号等）
令和　　年　　月　　日

契約希望申請書

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会計室長　　前　田　　邦　彦　殿

所 在 地
会 社 名
代表者名

公示中の支担官第　　号（令和　　年　　月　　日）の募集に関し、審査資料を添えて応募します。

なお、同公示内容を承諾し、遵守事項等に違反しないことを誓約します。

添付書類：資格審査申請表

資格審査申請表

○○○○○○○株式会社

No.	資格要件	資格保有状況		必要な提出資料
1	予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しない。	該当しない	該当する	―
2	応募及び契約締結時に有効な競争参加資格（全省庁統一資格）を有する。又は、有する見込みである。	資格を有する（見込みあり）	資格を有さない	資格審査結果通知書の写し
3	希望する品目の製造又は修理等役務に必要な法令、規定に基づく許認可等を有する。	許認可等を有する。	許認可等を有さない。	許可証等の写し
4	同一又は類似品の製造又は修理実績がある。若しくは、修理等役務に必要な能力を有する。	・製造図面等保有の有無　有・無 （有：使用可能を含む。） ・製造の実績　有・無		製造図面等の保有状況に係る証明及び製造できることを証明できる資料（契約書写し等）
5	不具合発生時、迅速かつ継続的に対応できる。	対応できる。	対応できない。	―
6	統合幕僚監部が定めた「入札及び契約心得」を熟知の上、一般契約条項を適用して契約を締結することができる。	可能である。	不能である。	―
7	防衛省から指名停止の措置を受けている期間中ではない。	指名停止期間中でない。	指名停止期間中である。	―
8	現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係の有る者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者ではないこと。	指名停止を受けている者と同種の役務契約を行おうとする者でない。	指名停止を受けている者と同種の役務契約を行おうとする者である。	―
9	警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除対象者として指定されている者ではない。	排除対象者でない。	排除対象者である。	―
10	秘密（特別防衛秘密又は特定秘密を含む。）を取り扱う場合には、秘密に関する文書等を保管できる設備を有し、かつ、秘密保全に関する自社規則の定めがあるとともに、秘密を取り扱う関係者については、保全上支障のないことを確認した者を充てることができる。	保管設備あり（見込みあり）	保管設備なし	保全施設の確認に関する通知書
		自社規則あり（見込みあり）	自社規則なし	保全規則の確認に関する通知書又は自社規則
11	契約の履行に当たって必要となる特許権、実用新案権、著作権等の知的財産に関して法令により定められた権利及び技術的知識を使用可能な者で、かつ法令上保護される第三者の権利を侵害することのないよう必要な処置を講じられる。	必要な措置を講じられる。	必要な措置を講じられない。	―
12	次のいずれかに該当するとともに、役務に必要な部品等の入手が可能であること。 ⑴　本装備品等の製造会社であること。 ⑵　本装備品等の製造会社から、履行に必要な製造図面等の保持及び使用権を付与されていること。	役務に必要な部品等の入手が可能である。	役務に必要な部品等の入手が不可能である。	―

※１　資格保有状況は、該当する方に「○」を記入する。

※２　対象件名が該当しない場合は、斜線で抹消する。

情報セキュリティ指定書	発簡番号	
	調達要求番号	２６Ｋ２Ｅ２００５２
	調達要求年月日	令和８年１１月１１日
	作成部課	自衛隊サイバー防衛隊
	作成年月	令和８年１１月　６日
品名	サイバー防護分析装置にかかわる技術支援役務	
仕様書番号	ＪＳＯ－１１－８００３Ｑ	

１　保護すべき情報の管理

契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第１３７号。令和４年３月３１日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。

２　保護すべき情報として指定された情報

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考
1	性能諸元	サイバー防護分析装置システム設計書「注意」（案）		
2	性能諸元	サイバー防護分析装置プログラム基本設計書「注意」（案）		

３　特記事項

特になし。

統　合　幕　僚　監　部　仕　様　書		
品　名　又　は　件　名	仕様書番号	ＪＳＯ－１１－８００３Ｑ
サイバー防護分析装置にかかわる技術支援役務	作成年月日	平成２３年　２月１日
	改正年月日	令和　８年１１月６日
	作成部隊等	自衛隊サイバー防衛隊

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，サイバー防護分析装置（以下，「本装置」という。）にかかわる技術支援役務（以下，「本役務」という。）について規定する。

1.2　用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は，次による。

a)　支援役務

本装置を用いた分析対処，システム維持・評価にかかわる本装置の運用において，技術的観点から各種作業等の支援を実施することをいう。

b)　インシデント対応組織（IRT）

組織等におけるセキュリティ事案に関してその発生の予防，事案発生時の対処に関する各種調整及び作業を行うセキュリティ専門組織をいう。

c)　サイバーCOP

防衛省・自衛隊の情報システム・ネットワークにおけるサイバー攻撃等の発生状況及び発生すると思われる脅威等の状況について，サイバー攻撃等対処に関わる各要員の役割・責任・権限等に応じ，最適な情報を表示できることをいう。

d)　スレットハンティング

攻撃者が既にシステムに侵入していることを前提とし，悪意のある活動の痕跡を見つけるための調査のこと。

e)　サイバー演習装置

サイバー領域における能力を向上するためのサイバー領域における部隊演習及び各個訓練を実施するための装置のこと。

f)　ペネトレーションテスト

ペネトレーションテストとは，想定されるサイバー攻撃を模擬的に実施し，システムの耐性を評価してリスク管理に役立てる監査行為のこと。侵入試験とも言う。

g)　他システム

本装置に連接する情報システム等のこと。

1.3　引用文書等

1.3.1　引用文書

この仕様書において引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札時又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第３号。３１．１．９）

b)　情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第１８８号。３１．１．９）

c) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第１３７号。令和４年３月３１日）

d) ＩＴ利用装備品等及びＩＴ利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第８０７号。令和３年１月２１日）

1.3.2 関連文書

この仕様書に関連する次の文書は，入札又は見積書の提出時における最新版とする。

a) ＪＳＯ－２３－６０２２　サイバー防護分析装置のシステム設計及びプログラム製造

b) ＪＳＯ－２４－６０６６　サイバー防護分析装置のシステム設計及びプログラム製造（０６設計・製造）

c) ＪＳＯ－２５－６００６　サイバー防護分析装置の借上（０７換装）

d) ＪＳＯ－２６－６０１４　サイバー防護分析装置の借上（０８増設）

e) サイバー防護分析装置システム設計書「注意」（案）

f) サイバー防護分析装置プログラム基本設計書「注意」（案）

g) サイバー防護分析装置　ＣＯＴＳカスタマイズ設計書（案）

h) サイバー防護分析装置の借上（０７換装）　パラメータ設定書

i) サイバー防護分析装置の借上（０８増設）　パラメータ設定書（案）

j) 防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和３３年総理府令第１号）

k) 防衛省の情報保証に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第１６０号）

l) 防衛情報通信基盤データ通信網管理運用規則（令和７年自衛隊統合達第２７号）

m) 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（防運情第９２４８号。１９．９．２０）

n) 統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊の情報保証に関する達（平成２０年自衛隊統合達第２３号）

o) 取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱い（防防調第４６０８号。１９．４．２７）

p) リスク管理枠組み（ＲＭＦ）におけるセキュリティ管理策について（通知）（防整サ第１４５５０号。令和５年７月３日）

q) 情報システムにおけるリスク管理枠組み（ＲＭＦ）実施要領等について（通知）（防整サ第１４５５１号。令和５年７月３日）

2 役務に対する要求

2.1 全般

本役務は，本装置の運用等に対して技術的観点から各種作業等を実施し，システムを安定稼働させるための業務等を支援することを目的とする。

2.2 本役務の実施体制

a) 契約相手方は，自組織に情報セキュリティに関するインシデント対応組織（IRT）を有し，その活動について情報を公開していること。かつ，インシデント対応組織コミュニティ（FIRST）に参画していること。

b) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「役務従事者」という。）を確保すること。

c) 前記b)の役務従事者がサイバー防護分析装置システム全体，スレットハンティング及び詳細設計書，並びにパラメータ設定書に基づき，本装置の操作及び環境設定を実施することが出来る能力を有すること。

d) 前記c)の役務従事者がマルウェア解析能力を有し，表層解析，動的解析，静的コード解析，侵害の痕跡と検出方法，結論と対応策及びそれらのエビデンスについてレポートを作成することが出来る能力を有すること。

e) 上記b)の役務従事者がスレットハンティングに関する知識・知見等を有し，かつ業務を支援できる能力を有す

ること。

f) 上記 b)の役務従事者がペネトレーションテストに関する知識・知見・資格等を有し，かつ業務を支援できる能力を有すること。

g) 上記 b)の役務従事者が，前記 c)～f)に掲げるもののほか，履行に必要若しくは有用な，又は背景となる経歴，知見，資格，語学（母語及び外国語能力），文化的背景（国籍等），業績等を有すること。

h) 前記 d)の役務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

i) 役務従事者名簿の提出時及び役務履行中に，資格を満たさないと官側に判定された場合，速やかに交代要員を確保，申請するものとする。

j) 実施体制については，実施計画書を作成し，要求元の承認を得るものとする。また，承認後に実施体制を変更する場合も，同様に要求元の承認を得るものとする。

2.3 実施場所

防衛省市ヶ谷地区，航空自衛隊入間基地，陸上自衛隊久里浜駐屯地，契約相手方事業所及びその他監督官が認めた場所とする。

2.4 支援役務内容

契約相手方は，本装置の仕様及び接続形態を十分に熟知した上で下記の事項を行うものとする。またシステムの障害発生時又はサイバー攻撃等事案発生時等，各種作業支援の調整が必要な場合は，その都度協議する。支援役務内容については，**表 1** に示す。

表１　支援役務内容

番号	項目	機能部	支援役務内容	頻度（基準）	備考
1	利用者からのシステム構成及びソフトウェアのパラメータ改善及び最適化に関する事項	運用管理部	COTS 製品等に関するパラメータ最適化，チューニング，カスタマイズ等作業支援	１回／年	SplunkES のカスタマイズ作業支援
		分析対処部		１回／年	SplunkCloudPlatform 及び SplunkES，ServiceNow, Google SecOps 等の各種チューニング
		情報分析部		１回／年	OpenCTI や Kibana 等の COTS のカスタマイズ作業支援
		脅威探索部		４回／年	スレットハンティング機能のチューニング等の作業支援
		耐性評価部		１回／年	VMware Workstation Pro 等の各種チューニング作業支援
		情報分析部	AI 翻訳ツールのメンテナンス作業支援	１回／年	・SYSTRAN の機械学習データ作成 ・SYSTRAN の翻訳エンジンの最適化
		耐性評価部	仮想マシンの作成(仮想マシンに Splunk 評価版のインストール)支援及びマニュアル等の作成	１回／年	Splunk 評価版をインストールした仮想環境を構築し，ログ収集や検索等の機能及び設定項目を確認できる環境の提供
		各機能部	VMWare に関するパラメータ最適化，チューニング，カスタマイズ等作業支援	１回／年	
			ネットワークに関するパラメータ最適化，チューニング等作業支援	１回／年	訓練等に伴うネットワークの一時的な変更対応

2	システム運用に関する事項	運用管理部	作業計画及びマニュアル等の作成 システム監視支援 問い合わせ受付 定型作業（LTO 交換，機器確認等）	２回／週	作業人員は３名
			稼働状況管理機能に関するパラメータ最適化，チューニング，カスタマイズ等作業支援	１回／年	WebSAM 等の稼働状況管理機能に関する COTS のカスタマイズやチューニング作業支援
3	本装置の各種操作及び環境設定に関する事項	各機能部	アカウント及びライセンス管理等のシステム運用に係る作業支援	４回／年	ActiveDirectory 等のチューニング作業支援
			セキュリティ管理等のシステム運用に係る作業支援	４回／年	RMF の運用継続監視に係る監査情報の取得等に関する作業支援
			SASE 稼働管理等のシステム運用に係る作業支援	１回／年	・アクセスルールのチューニング作業支援 ・SD-WAN に関する LBO 設定のチューニング作業支援
4	最新のサイバー攻撃手法を踏まえたペネトレーションテスト及び脆弱性検査要領の作成，環境構築及び実施に関する事項	耐性評価部	最新のペネトレーションテスト手法及び脆弱性検査手法の修得・向上に関する環境の構築及び最適化等の作業支援	２回／年	・AI を使用したペネトレーションテスト手法及び AI・クラウド環境に対するペネトレーションテスト手法に関する環境の構築及び最適化等の作業支援 ・AI を使用した脆弱性検査手法及び AI・クラウド･Web 環境に対する脆弱性検査手法の習得・向上に関する環境の構築及び最適化等の作業支援
5	役務報告会の実施	－	月次で報告資料を作成し，役務報告会で役務の実施状況及び運用状況等を報告	１２回／年	

6	COTS 製品等のバージョンアップ，ライセンス更新等及び各機器へのセキュリティパッチ等の適用に関する事項	各機能部	COTS 製品等のバージョンアップ及びライセンス更新等に係る技術支援	１回／年	SKYSEA，NW 機器，vCenter 等のバージョンアップ
			各機器へのセキュリティパッチ等の適用支援	１２回／年	
7	サイバー防護分析技術向上及び脅威探索技術向上に関する事項	分析対処部	サイバー防護分析技術の向上に関する技術支援	１回／年	
		耐性評価部	AI を使用した脆弱性検査手法及び AI・クラウド・Web 環境に対する脆弱性検査手法の習得・向上に関する技術支援	１回／年	
		脅威探索部	脅威探索技術の向上に関する技術支援	１回／年	
8	他システムとの連接	－	本役務の遂行において，設計の見直しが発生した場合，官側と調整し，他システムの事業と連携を図り，設計に資する情報提供を行うこと。同様に他システムの事業が本装置に対する見直しが必要と考えられる事項が発生した場合，官側と調整し，DII オープン系及びサイバー演習装置の増設設計と連携を図り，増設設計に資する情報提供を行うこと。	２回／年	

なお，本装置を操作し設定変更を加える場合は，手順書を作成し，官側に提出し承認を得たうえで作業を行うこと。この際，**表 2** に指定する製品を操作する場合には，同表に規定する資格相当以上の有資格者の承認を得た手順書にて作業を行うこと。ただし，同表に記載の資格を有していないものを承認者とする場合は，事前に官側へ承認者の経歴等を説明し，承認を得ること。

表２　製品及び手順書承認の際の必要資格

No.	製品名	資格名
1	Ｃｉｓｃｏ　Ｃａｔａｌｙｓｔ　Ｃｅｎｔｅｒ	ＣＣＮＡ（Ｃｉｓｃｏ　Ｃｅｒｔｉｆｉｅｄ　Ｎｅｔｗｏｒｋ　Ａｓｓｏｃｉａｔｅ）
2	ＶＭｗａｒｅ　ｖＳｐｈｅｒｅ	ＶＣＰ－ＤＣＶ（ＶＭｗａｒｅ　Ｃｅｒｔｉｆｉｅｄ　Ｐｒｏｆｅｓｓｉｏｎａｌ　－　Ｄａｔａ　Ｃｅｎｔｅｒ　Ｖｉｒｔｕａｌｉｚａｔｉｏｎ）
3	Ｋａｌｉ　Ｌｉｎｕｘ	・ＯＳＣＰ（Ｏｆｆｅｎｓｉｖｅ　Ｓｅｃｕｒｉｔｙ　Ｃｅｒｔｉｆｉｅｄ　Ｐｒｏｆｅｓｓｉｏｎａｌ） ・ＯＳＡＩ（ＯｆｆＳｅｃ　ＡＩ　Ｒｅｄ　Ｔｅａｍｅｒ）

2.5　役務内容の調整

契約相手方は，月１回を基準とし，役務内容について官側と調整するものとする。

2.6　役務従事者

役務従事者は，官側の指示により**2.4項**を実施するものとする。対応時間は，原則として，契約相手方の営業時間とするが，営業時間外の作業が必要な場合は，その都度協議するものとする。

2.7　期間・工数・提供時間・障害発生時等の対応

a)　期　間

調達要領指定書による。

b)　提供時間

役務の提供時間は，０９００～１７００（１２００～１３００を除く。）とし，休日及び監督官が指定する日を除くことを基準とする。

3　監督及び検査

監督及び検査については，支出負担行為担当官（以下，「支担官」という。）が定める監督及び検査実施要領に基づき実施するものとする。

4.　提出書類等

契約相手方の提出書類は，次によるものとし，電子媒体での提出を基準とする。

4.1　役務実施計画書

契約相手方は，契約締結後速やかに役務実施計画書１部作成し，市ヶ谷で勤務する監督官に提出するものとする。

4.2　役務従事者名簿

契約相手方は，契約締結後速やかに**別紙様式１**により，「**役務従事者名簿**」１部作成し，市ヶ谷で勤務する監督官に提出するものとする。**役務従事者名簿**に記載された者の変更及び追加が生じた場合は，**別紙様式１**により，市ヶ谷で勤務する監督官に提出するものとする。

4.3　役務調整書

契約相手方は，要求元と調整が終了したならば，**別紙様式２**により，役務調整書を作成し，市ヶ谷で勤務する監督官に提出するものとする。

4.4　役務時間確認書

契約相手方は，月１回を基準とし，**別紙様式３**及び**別紙様式４**により，役務時間確認書を作成し，市ヶ谷で勤務する監督官に提出するものとする。

4.5　役務作業報告書

契約相手方は，役務作業が終了したならば，**別紙様式５**により，役務作業報告書を作成し，市ヶ谷で勤務する監督官に提出するものとする。

4.6　提出書類一覧

提出書類一覧は，表３のとおり。

表３－提出書類一覧

番号	書類名	種類・数量	提出先	提出時期（基準）	備考
1	役務実施計画書	電子媒体での提出を基準とする。1部	監督官	契約締結後速やかに	
2	役務従事者名簿			契約締結後速やかに並びに変更及び追加の都度	別紙様式１
3	役務調整書			役務調整後，速やかに	別紙様式２
4	役務時間確認書			翌月の第２週水曜日までに	別紙様式３
5	役務時間確認書（個別）			翌月の第２週水曜日までに	別紙様式４
6	役務作業報告書			作業終了後速やかに	別紙様式５

5　その他の指示

5.1　情報保全

契約相手方は，この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集，整理，作成等した情報であって，防衛省が保護を要さないと確認していない一切の情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては，**1.3.1 項 c）　装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）**における別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」及び添付書類「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては，これらに準じて），適切に管理するものとする。この際，特に，保護すべき情報等の取扱いについては，次の履行体制を確保し，これを変更した場合には，遅滞なく官側に通知するものとする。

a)　契約を履行する一環として契約相手方が収集，整理，作成等した一切の情報が，防衛省が保護を要さないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制

b)　官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制

c)　官側が書面により個別に許可した場合を除き，契約相手方に係る親会社，地域統括会社，ブランド・ライセンサー，フランチャイザー，コンサルタントその他の契約相手方に対して指導，監督，業務支援，助言，監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

5.2　サプライチェーン・リスク対応のための措置

a)　契約相手方は，**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第３号。３１．１．９）**及び**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第１８８号。３１．１．９）**に基づき，所要の届出を実施しサプライチェーン・リスクに対応するものとする。

b) **ＩＴ利用装備品等及びＩＴ利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第８０７号。令和３年１月２１日）**に基づき，本技術支援役務の実施にあたり，契約の相手方（下請負者，再委託先等を含む。）は，情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り，又は知り得るべきソースコード，プログラム，電子部品，機器等の埋込み又は組込み，その他官の意図せざる変更を行わず，かつ，そのために必要な相応の管理を行うものとする。

5.3　施設の立入等

契約相手方は，施設の立入及び電子計算機の持ち込みについては，官側の指定する手続きを実施し，必要な時期までに許可を得るものとする。

6　その他

6.1　官側における支援

契約相手方は，次の事項について，官側の支援を必要とする場合には，事前に官側と協議の上，無償で官側の支援を受けることができるものとする。

a)　駐屯地における施設の利用及び構内回線の使用

b)　その他，必要と認めた事項

6.2　仕様書の疑義

この仕様書の内容について疑義が生じた場合は，支担官と協議するものとする。

別紙様式１

役務従事者名簿

令和　　年　　月　　日
会社名：

契約番号		契約年月日		契約件名	

本業務における担当	所　　属	職　　位	氏　　名	業務経験又は資格等※

※　役務従事者名簿の資格等は，2.2 項及び 2.4 項表 2 の資格等を保有している場合，資格等証明書の写しを添付すること。

別紙様式２

役務調整書					頁
調整日時					
件　名					
提示資料等		維持管理担当者	要求元担当者	会社名	氏　名

番　号	調　整　内　容	備　考
1	実施時期	
2	役務依頼事項	
3	予定工数及び作業内容	
4	成果物の提出及び提出先担当者	
5	その他	

別紙様式３

役務時間確認書

契 約 相 手 方		調 達 要 求 番 号	
契 約 件 名			
契 約 番 号		契 約 年 月 日	
役 務 実 施 期 間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日		

氏　名	所属会社	所属部門	作業時間	作業区分	備考

上記のとおり相違ありません。

令和　　年　　月　　日

派遣技術員

責任者氏名

上記のとおり確認しました。

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官　殿

監　督　官

所　　属

階級　氏名

作業区分は，2.4 項による。別紙様式３を添付し，監督官の確認を受けるものとする。

別紙様式４

作業区分：

役務時間確認書（個別）

契約相手方			契約件名				調達要求番号				契約番号				契約年月日			
役務実績	令和　　年　　月		作　業　実　施　日　及　び　作　業　時　間															備　　考
氏　名	所属会社名	所属部門	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
			17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計	
作業時間																			

派遣技術員責任者	所　属　会　社		役　職		氏　　名	
監　督　官	所　属		階　級		氏　　名	
	所　属		階　級		氏　　名	
	所　属		階　級		氏　　名	

作業区分ごとに作成を実施する。作業時間は時間単位とし，分は十進法により時間に換算する。この場合，小数点第１位までとし第２位以下は切り捨てる。

別紙様式５

役務作業報告書

令和　　年　　月　　日

１　実施期間

２　件　名

３　作業の詳細

４　調整時からの変更及び追加事項等

（凡例：○月○日　要求元○○１尉から○○を依頼されたため，調整時から変更した）

５　作業実施者等

作業日	会社名	氏　名	作業区分	作業工数

作業区分は 2.4 項による。

調　達　要　領　指　定　書	発　簡　番　号	
	調達要求番号	２６Ｋ２Ｅ２００５２
	調達要求年月日	令和８年１１月１１日
	作 成 部 隊 等	自衛隊サイバー防衛隊
	作 成 年 月 日	令和８年１１月　６日
品　　名	サイバー防護分析装置にかかわる技術支援役務	
仕　様　書　番　号	ＪＳＯ－１１－８００３Ｑ	

指　定　事　項

仕様書**2.7項**に係わる事項は，以下のとおりとする。

期　間

令和９年３月１日～令和１０年２月２９日（１２か月）